



不在者投票の方法

| 選挙人名簿に登録されている 市区町村の選挙管理委員会 (江田島市) | 選挙人 | 不在者投票を行う 市区町村の選挙管理委員会 |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">江田島市の選挙人名簿に 登録される条件</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 江田島市に住民票がある方 </div> <p>(注意)</p> <p>1 令和6年8月10日以降に 江田島市に転入された方は、江 田島市で投票することができ ません。</p> <p>2 江田島市外に転出すると、選 挙権がなくなるため、投票でき ません。</p> | | |
| <p style="text-align: center;">  請求内容を確認し、 ①不在者投票証明書 ②投票用紙 ③投票用封筒 を開封厳禁と記載された封筒に 封入して、選挙人の方の滞在地に 郵送します。  </p> | <p>不在者投票の請求をする。 (請求期限：11月16日)</p> <p>(請求方法)</p> <p>1 不在者投票宣誓書・請求書 を郵送等してください。</p> <p>2 江田島市公式LINEから オンライン申請してください (マイナンバーカードが必要 です。)</p> <p>滞在している市区町村の選挙管 理委員会に送付された書類一式 を持参してください。 なお、開封厳禁と記載された封 筒を誤って開封した場合、投票 できなくなる場合がありますの で、注意してください。</p> | <p>選挙管理委員会職員の立会いの もと、不在者投票を行ってくださ い。</p> <p>投票後、不在者投票を受けた選挙 管理委員会から江田島市選挙管 理委員会に投票用紙等が送付さ れます。</p> <p>原則として、不在者投票は、市区 町村の執務時間内にしか行うこ とができません。詳細は、不在者 投票を行う選挙管理委員会にご 確認ください。</p> |